

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年 1月 21日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

1 手続番号

第3501-2024-0003号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

日南市大字楠原字寺の脇102番2

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年 1月 21日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

1 手続番号

第3501-2024-0004号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

日南市大字楠原字寺の脇107番口の1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年 1月 21日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

1 手続番号

第3501-2024-0011号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

日南市大字楠原字寺の脇117番2

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年 1月 21日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

1 手続番号

第3501-2024-0123号、125号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

日南市南郷町贅波字畑添1779番（123号）

日南市南郷町贅波字大谷2067番1（125号）